

海外サプライチェーン多元化支援事業 概要説明資料

令和3年3月

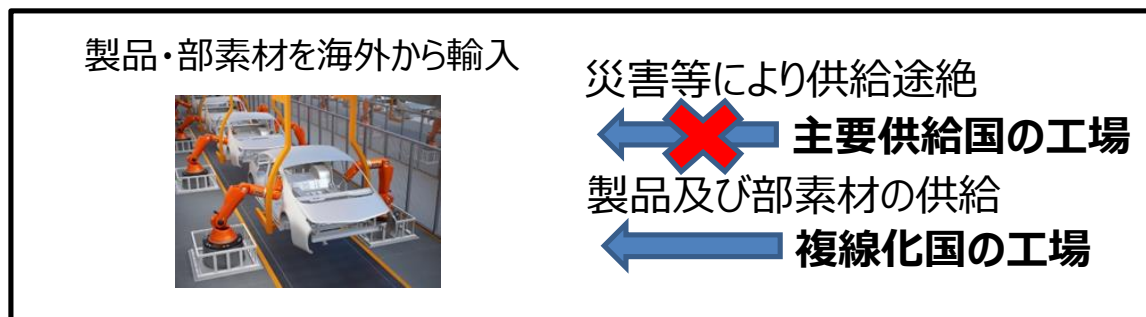
海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

はじめに.

**海外サプライチェーン多元化支援事業は
製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に
向けた設備導入を支援します。**

イメージ図 製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



補助対象	企業によるASEAN諸国等への設備投資
補助対象者 ／補助率	[大企業] 1 / 2 以内 ※ 補助対象経費に応じて段階的に低減 [中小企業等] 2 / 3 以内 ※ 補助対象経費に応じて段階的に低減 ※ 日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合い等を総合評価した補助率調整指数を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率を決定
補助金交付希望額	1億円～15億円
事業期間	2026年3月31日まで

※資本金が5億円以上の法人に100%株式を保有される中小企業者や直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等は大企業として扱う。

1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

事業の目的

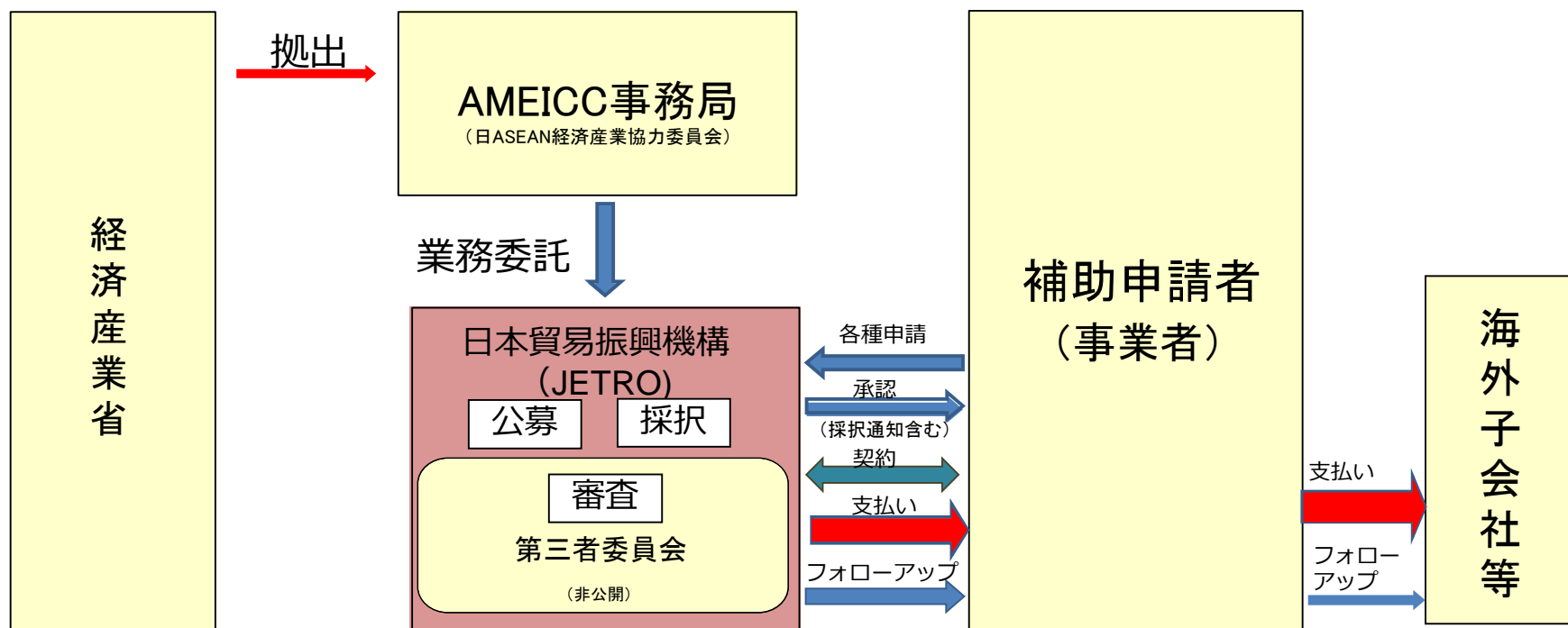
本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。

予算

- ・ 116.7億円(令和2年度第3次補正予算)

本補助金の執行スキーム

- ・ 本事業の事務局は、日本貿易振興機構（JETRO）となっています。



2. 補助対象要件（対象・経費等）

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. お問い合わせ先

補助対象事業

日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、ASEAN等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資費（※既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資（更新投資）は、補助対象外）

- ※海外子会社：日本側出資比率10%以上
- 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

補助対象事業者

日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している事業者

補助率

以下の企業規模ごと（大企業、中小企業）※1の補助対象経費別の補助率に、補助率調整指数（20%～100%）※2を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率を決定。

※1；詳細は、5ページ部分を参照

※2；補助率調整指数

- 以下のア、イ等の項目を総合評価し、
A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%
の5段階の補助率調整指数を決定。

ア. 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）

イ. 事業対象となる製品・部素材が、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるものであるかどうか、または、我が国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか。

補助金交付希望額

1億円～15億円

- ※ 補助金の交付を希望する額の下限と上限であり、補助対象経費の総額ではありません。なお、申請時に想定していた補助金交付希望額より採択決定額が下がることがありますので、ご注意ください。

経費区分	要件
・機械装置等製作・購入費	製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
・土木・建築工事費	機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 ※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外
・改造費	製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費

- ※ ・原則、海外の事業実施法人での資産計上される経費が対象。
・交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したもの

補助事業実施期間

交付契約日～2025年度末（2026年3月末）まで

2. 補助対象要件（支援対象の明確化、定量的要件の設定）

対象となる製品・部素材の明確化

分類	主な例
1. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材	半導体関連、自動車関連部品、航空機関連部品、機能性素材、金属部素材、ディスプレイ、高効率ガスタービン部品、定置用蓄電池 等
2. 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材	ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋

定量的要件の設定

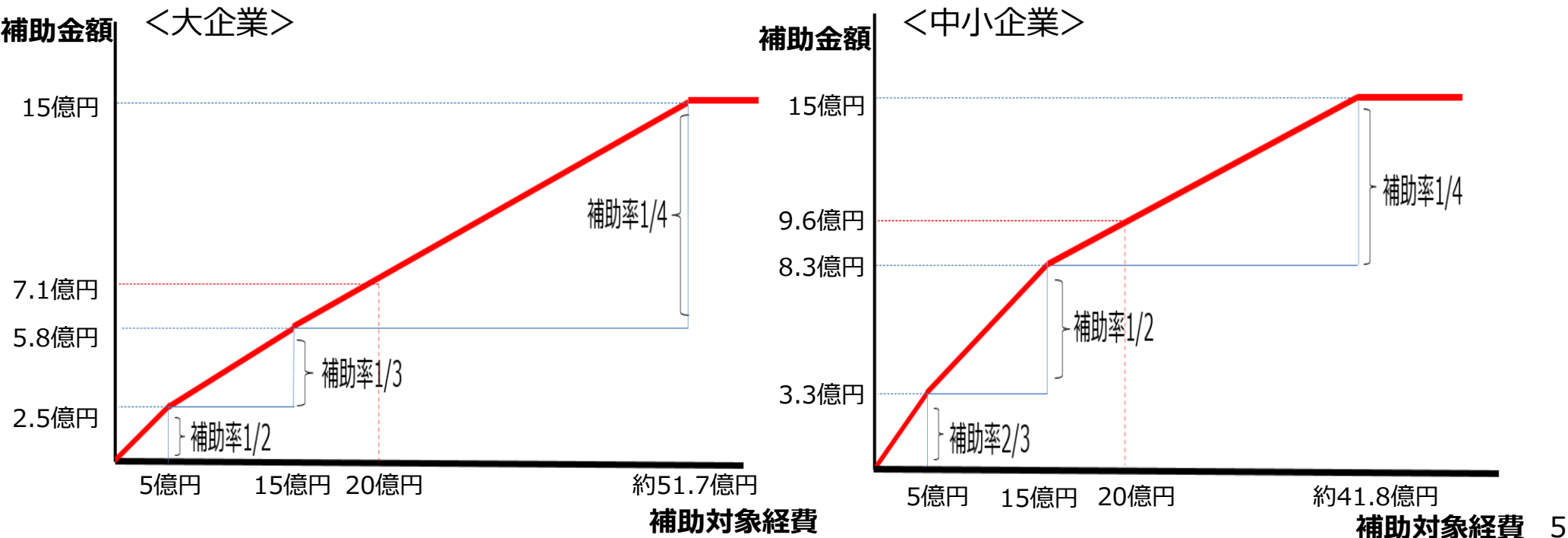
本事業により製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上であること。

2. 補助対象要件（補助率の段階的引下げ）

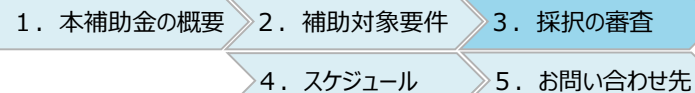
- 大企業の補助率は、補助対象経費が5億円以下の部分については1/2以内、5億円～15億円の部分は1/3以内、15億円以上の部分は1/4以内とする。
- 中小企業の補助率は、補助対象経費が5億円以下の部分については2/3以内、5億円～15億円の部分は1/2以内、15億円以上の部分は1/4以内とする。

【補助金額計算の例】中小企業で補助対象経費20億円、補助率調整指数60%の場合、補助対象経費5億円以下の部分は補助額 $5 \times 2/3 =$ 約3.3億円、補助対象経費の5億円～15億円の部分は補助額 $10 \times 1/2 = 5.0$ 億円、補助対象経費15億円～20億円の部分は補助額 $5 \times 1/4 =$ 約1.3億円となり、この合計額約9.6億円の補助率調整指数60%をかけ、最終的な補助金額は約5.8億円となる。

補助対象経費と補助率のイメージ（補助率調整指数100%の場合）

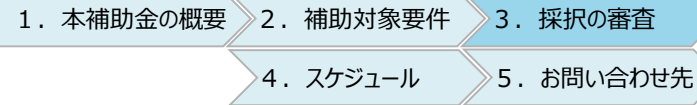


3. 審査基準



分類	審査項目	審査内容
必須項目	①－1 申請企業・団体の適格性	・事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか。
	①－2 申請内容の十分性 ・明確性	・提出書類が揃っているか。 ・提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか。
	①－3 海外生産割合 ・一国への集中度の要件の適格性	・海外生産割合が50%以上でありかつ一国への集中度が15%以上であること。 またこれらについて、客観的なデータ等で確認できるか
基礎要件 審査項目	②－1 補助事業の実施体制	・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。 ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
	②－2 財務の健全性	・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。 ・資金調達の目処が立っているか。企業規模に鑑み過大投資でないか。
	②－3 補助事業の実現可能性	・補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題や対応策、スケジュール等が明確に設定されているか。

3. 採択の審査

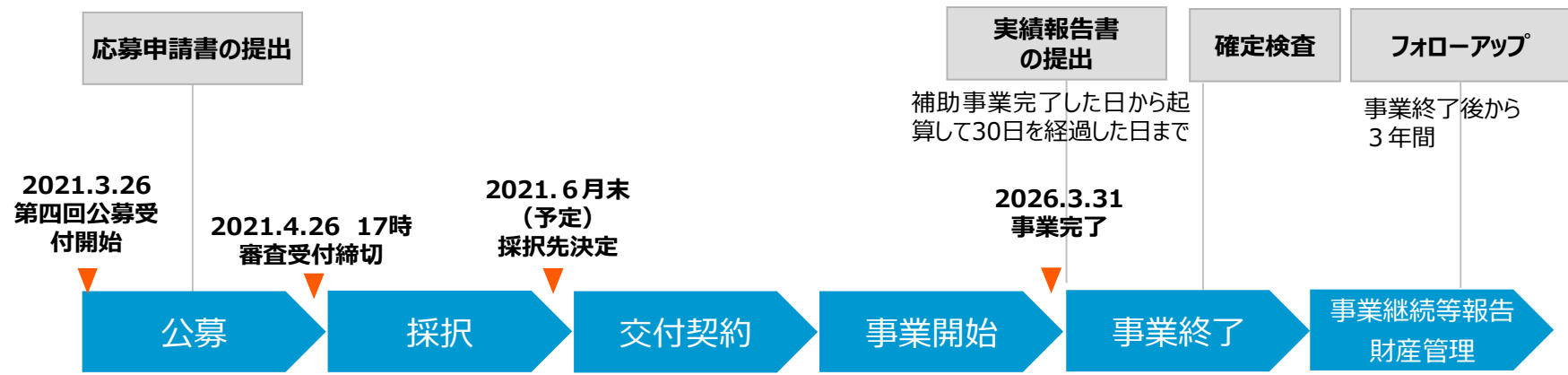


分類	審査項目	審査内容
事業内容 審査項目	③－1 事業対象製品・部素材のサプライチェーン上の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象となる製品・部素材がサプライチェーン途絶によるリスク（経済的な影響）が大きいものであるか。 ・ 事業対象となる製品・部素材の海外生産割合及び一国への集中度が高いか。これらについて、定量的なデータにより根拠が示されているか。
	③－2 多元化の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により生産する製品・部素材について、製品全体で見た場合、また、補助事業を実施する企業の生産全体で見た場合の多元化の程度が高いか。
	③－3 日ASEANサプライチェーン強靱化への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象となる製品・部素材が、本事業の実現により、緊急時に日ASEANの経済・社会に与える影響を低減するものであるなどを含め、日ASEANサプライチェーン強靱化に効果があるものか。
	③－4 波及効果・展開可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか。また、幅広い産業のサプライチェーン強化に資する事業であるか。 ・ 医療物資については、感染症対策に重要なものであり、かつ、日本国内において需給が逼迫しているものであるか。
	③－5 現地国での産業高度化等の副次効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化等に資するか。

分類	審査内容
補助率調整指数	<p>以下のア、イ等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定します。</p> <p>ア. 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）</p> <p>イ. 事業対象となる製品・部素材が、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるものであるかどうか、または、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか</p>

4. スケジュール

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. お問い合わせ先



交付契約以降、
発注、購入、契約
等が可能

額の確定後、
補助金額を
精算払い

・補助対象額

採択後、事業支援事務局は、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、補助金交付規程に基づき交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。

・交付契約前の発生経費

交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りです。

・入手価格の妥当性

交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、**2025年度末（2026年3月末）まで完了して下さい（設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点とします）。**

・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・フォローアップ

当該事業による日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国等）を事業終了後から3年間継続して確認を行います。＜補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還＞
事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

5. お問い合わせ先（趣旨・事業全般）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

所管	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	本事業全般について
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 貿易経済協力局 貿易振興課 TEL:03-3501-6759	○	
事務局	(独) 日本貿易振興機構	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル 日本貿易振興機構 (海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局) 03-3582-5410 (9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。) E-mail : SCS@jetro.go.jp HP : https://www.jetro.go.jp/services/supplychain		○

※ 在宅勤務中等のため、お問い合わせはメールフォームでお願い致します。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-kobo-4th>